

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

406 グリベンクラミド（小児内分泌2）

《令和7年9月29日新規》

○ **標榜薬効（薬効コード）**

糖尿病用剤（396）

○ **成分名**

グリベンクラミド【内服薬】

○ **主な製品名**

オイグルコン錠 1.25mg、オイグルコン錠 2.5mg、他後発品あり

○ **承認されている効能・効果**

インスリン非依存型糖尿病（ただし、食事療法・運動療法のみで十分な効果が得られない場合に限る。）

○ **承認されている用法・用量**

通常、1日量グリベンクラミドとして1.25mg～2.5mgを経口投与し、必要に応じ適宜増量して維持量を決定する。ただし、1日最高投与量は10mgとする。

投与方法は、原則として1回投与の場合は朝食前又は後、2回投与の場合は朝夕それぞれ食前又は後に経口投与する。

○ **薬理作用**

膵β細胞のATP感受性カリウムチャンネルに作用し、インスリン分泌を促進する。

○ **使用例**

原則として、「グリベンクラミド【内服薬】」を「新生児糖尿病」に対して使用した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ **使用例において審査上認める根拠**

薬理作用が同様であり、妥当と推定される。

○ **留意事項**

(1) 新生児・乳児糖尿病の十分な治療経験がある専門医により診断がついた症例に対して使用するべきであること。

(2) 当該使用例の用法・用量

（小児内分泌疾患の治療（日本小児内分泌学会編）に準拠し）経口0.2mg/kg/日分2より開始し、1週おきに0.2mg/kg/日ずつ増量する。最大2mg/kg/日経口投与する。（ただし、1日最高投与量10mgは超えないこと。）

○ **その他参考資料**

(1) ISPAD Clinical Practice Consensus Guidelines 2022 : The diagnosis and management of monogenic diabetes in children and adolescents

(2) 糖尿病診療ガイドライン 2024